

## 「紀陽相続定期預金」商品概要説明書

(2022年6月1日現在)

1. ご利用いただける方  
金融機関(当行以外の金融機関含む)での相続手続き完了後、1年以内に、相続により取得した資金(不動産や有価証券等の換金代金を含む)を原資として、お預け入れいただく個人のお客さま(個人事業主の方も含まれます)  
※お預け入れは一人1回に限ります。
2. お預け入れ預金種類  
スーパー定期およびスーパー定期300
3. お預け入れ期間  
3ヶ月・6ヶ月・1年
4. お取り扱い金利  
スーパー定期およびスーパー定期300の店頭表示金利  
+0.40%(3ヶ月)(税引前)、+0.30%(6ヶ月)(税引前)、+0.20%(1年)(税引前)  
※金利の上乗せは、最初の満期日までに限らせていただきます。
5. お預け入れ金額  
100万円以上相続金額範囲内(1円単位)
6. 利払い方法  
満期日に一括してお支払いさせていただきます。
7. 税金  
源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)  
※2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
8. 満期時の取扱い  
自動継続方式(元利継続・元金継続)、非自動継続方式
9. 中途解約利率  
お預け入れ後6ヶ月未満での中途解約時・・・「解約日の普通預金利率」となります。  
お預け入れ後6ヶ月以上での中途解約時・・・「約定利率×50%」となります。(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
10. お取り扱い店  
全店  
(東京支店・インターネット支店・ATM・インターネットバンキングではお預け入れいただけません)

## 11. 確認書類

### (1) 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類

例. 金融機関に提出した依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し等

### (2) お預け入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類

例. 戸籍謄本写し・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)の写し等

### (3) お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類

例. 金融機関に提出した依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)の写し・金融機関発行の領収書等の写し・遺産分割協議書のある方は写し等

※当行以外の金融機関で相続手続きをされた方は、上記(1)～(3)の確認書類が必要です。

※当行で相続手続きをされた方は、上記(1)～(3)の確認書類は不要です。

※お預け入れ原資が相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金である場合、別途確認書類が必要です。

## 12. 当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772